

コンテナ運搬船の上甲板構造に用いる縦通防撓材のすみ肉溶接に関する事項

改正規則

鋼船規則 C 編
(日本籍船舶用)

改正事項

コンテナ運搬船の上甲板構造に用いる縦通防撓材のすみ肉溶接に関する事項

改正理由

近年、コンテナ運搬船の大型化に伴い、上甲板構造部材を中心に鋼材の厚さが 40mm を超える厚板を使用するが増えている。

しかし、現行規則に規定するすみ肉溶接の種類及び寸法は、鋼材の厚さが 40mm 以下の場合しか規定されていないことから、そのような場合には個船ごとに承認を行ってきているのが現状である。

今般、厚さが 40mm を超える鋼材が使用されるのは、主にコンテナ運搬船の上甲板構造であることを考慮して、鋼船規則 C 編 32 章コンテナ運搬船に、縦通防撓材のウェブの厚さが 40mm を超える場合のすみ肉溶接に関する規定を追加した。

改正内容

コンテナ運搬船の上甲板構造に、ウェブの厚さが 40mm を超える縦通防撓材を使用する場合の溶接について、すみ肉溶接の種類及び脚長の規定を追加した。